

令和4年度 財政健全化判断比率 及び資金不足比率の審査意見書

1 審査の期間

令和5年7月21日から令和5年8月25日まで

2 審査の概要

この財政健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）に基づき、国分寺市監査基準に準拠し、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に準拠されて作成されているか、また、計数の誤りはないか等に主眼を置き、提出書類との照合、関係所管からの説明聴取等により審査を行った。

3 審査の対象

(1) 健全化判断比率（財政健全化法第3条第1項）

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率

(2) 資金不足比率（財政健全化法第22条第1項）

公営企業に係る資金不足額を対象とした事業規模に対する比率で、本市においては下水道事業会計が対象となる。

4 健全化判断比率及び資金不足比率

(1) 健全化判断比率

（単位：％）

健全化判断比率	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—（△10.18）	—（△9.62）	12.03
② 連結実質赤字比率	—（△14.99）	—（△13.52）	17.03
③ 実質公債費比率	0.2	△0.6	25.0
④ 将来負担比率	7.8	5.7	350.0

※前頁表中の「－」は、それぞれ実質赤字額、連結実質赤字額がないことを表している。

「0」と表示しないのは、実質赤字比率、連結実質赤字比率がマイナス比率（実質収支額が黒字）となるためである。マイナス比率は（ ）で表示。

(2) 資金不足比率

(単位：%)

会 計 名	令和4年度	令和3年度	経営健全化基準
下水道事業会計	—	—	20.0

※上記表中の「－」は、下水道事業会計に資金不足額がないことを表している。

5 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 各比率の状況

①実質赤字比率について

実質赤字比率とは、一般会計等（一般会計に土地会計（令和4年度は計上なし）を加えたもの）を対象とした、標準財政規模に対する実質赤字額の比率である。

令和4年度の一般会計等における実質収支額（実質赤字額）は、26億2,550万円の黒字で、令和3年度に比べ2億3,723万2千円増加している。一般会計等の実質収支額が黒字となっているため、実質赤字比率の比率はない。

また、令和4年度の標準財政規模は257億8,746万円で、令和3年度に比べ9億6,673万円増加している。

分子となる実質収支額、分母となる標準財政規模ともに令和3年度に比べ増額となっているが、分子の増割合（約9.9%）が分母の増割合（約3.9%）よりも大きいため、黒字分の比率が増加している。

黒字比率は、対前年度比で0.56ポイント増の△10.18%となっている（令和3年度は△9.62%）。なお、黒字比率は、平成31年度以降増加傾向にある。

②連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした、標準財政規模に対する実質赤字額（又は資金不足額）の比率である。ここで、全会計とは、当市では、一般会計等に、それ以外の特別会計（国民健康保険特別会計、介護保険特別

会計、後期高齢者医療特別会計、公営企業に係る特別会計（下水道事業会計）を加えた会計を指す。

令和4年度の全会計における連結実質赤字額（黒字額）は、38億6,617万7千円の黒字で、令和3年度に比べ5億863万2千円増加している。全会計において黒字となっている（資金剰余額が生じている）ため、連結実質赤字比率の比率はない。

分子となる連結実質赤字額（黒字額）、分母となる標準財政規模ともに令和3年度に比べ増額となっているが、分子の増割合（約15.1%）が分母の増割合（約3.9%）よりも大きいため、黒字分の比率が増加している。

黒字比率は、対前年度比で1.47ポイント増の△14.99%となっている（令和3年度は△13.52%）。なお、黒字比率は、令和2年度以降増加傾向にある。

③実質公債費比率について

実質公債費比率とは、標準財政規模に対する、全会計及び加入している一部事務組合が負担する元利償還金及び準元利償還金の比率である。

令和4年度の実質公債費比率は0.2%となり、早期健全化基準25.0%を下回っている。

実質公債費比率は、当該年度と過去2年度の平均値により算出されるため、対象外となる平成31年度と新たに対象となる令和4年度の比率の差が、実質公債費比率の数値に影響を与えることとなる。単年度比率を比較すると、平成31年度は約△1.3%、令和4年度は約1.4%で、その差は約2.7%となっており、令和4年度の実質公債費比率（0.2%）は、令和3年度（△0.6%）に比べ0.8ポイント増（悪化）となっている。

④将来負担比率について

将来負担比率とは、標準財政規模に対する、全会計及び加入している一部事務組合、土地開発公社が将来負担すべき実質的な負債の比率である。

令和4年度の将来負担比率は7.8%となり、早期健全化基準350.0%を下回っている。

分子、分母ともに、令和3年度に比べ増額となっているが、分子の増割合（約43.3%）が分母の増割合（約4.7%）よりも大きいため、令和4年度の将来負担比率（7.8%）は、令和3年度（5.7%）に比べ2.1ポイント増（悪化）となっている。

⑤資金不足比率について

資金不足比率とは、各公営企業に係る資金不足額を対象とした事業規模に対する比率である。当市では、下水道事業会計が対象となる。

令和4年度下水道事業会計決算では、資金剰余額（6億7,538万7千円）

が生じているため、資金不足比率の比率はない。

(注) 算定様式については別紙参照

6 要望・意見

令和4年度も健全化判断比率及び資金不足比率は、政令で定めた早期健全化基準及び公営企業の経営健全化基準を下回った。

今後、市では扶助費の増加に加え、新庁舎建設関連事業費や、(仮称)国分寺市リサイクルセンター建設事業費等の多くの財源が必要となることが見込まれる。今後も将来を見据えた財政の健全化に努められたい。

別紙

ア 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額が標準財政規模に対してどの位の割合になるかを示す指標である。

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

イ 連結実質赤字比率

全会計の実質赤字額が標準財政規模に対してどの位の割合になるかを示す指標である。

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

ウ 実質公債費比率

一般会計等の負担する元利償還金等が、標準財政規模を基本とした額に対してどの位の割合になるかを示す指標である。比率は3年平均で表す。

$$\frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \left[\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \right.}{\text{標準財政規模} - \left. \begin{array}{l} \text{に係る基準財政需要額算入額} \\ \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る} \\ \text{基準財政需要額算入額} \end{array} \right]}{}$$

エ 将来負担比率

一般会計等の将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模を基本とした額に対してどの位の割合になるかを示す指標である。

$$\frac{\text{将来負担額} - \left[\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \right]}{\text{標準財政規模} - \left[\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る} \right.}{\text{基準財政需要額算入額} \left. \right]}$$

オ 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額が、事業の規模に対してどの位の割合になるかを示す指標である。

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$